

## 令和2年度東京都障害者スポーツクラブ振興事業の特例措置について

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、クラブの活動に支障をきたしている場合もあると存じます。

そこで、今年度に限り下記の特例措置をとりますので、ご確認をお願いいたします。  
不明な点は、お問い合わせください。

### 記

【登録締め切り】 令和2年8月20日（木） ※必着

【助成対象期間】 令和2年10月から令和3年3月  
※9月以前に定期的に活動している場合については、助成対象期間に加えることができる。  
ただし、活動していても領収証等がない場合は含まない。  
また、感染症の影響で、活動自粛や活動場所の閉鎖等で活動できない月が期間内に含まれている場合でも助成対象とする。

【活動人数】 一回当たりの活動で、人数が既定に満たない場合でも、クラブの活動として実施している場合は助成対象とする。

【写真】 感染症への対応でクラブを分割して活動している場合は、集合写真が複数枚になっても全員写っていれば構わない。  
(可能な限り多数で写っているものが望ましい)

【事務費】 今年度に限り、一般の事務費（上限10,000円）の他に、感染症対策としての事務費（衛生管理用品費）を認める。  
事務費（衛生管理用品費）の上限は設定しないが、必要な範囲内とし、助成限度額内とする。  
※感染症への対応で、団体が所有・管理するものについては、経費として認める。  
例：手指消毒液・フェイスシールド・非接触型体温計など  
※個人的に使用するものは経費として認めない。

問合せ先 東京都障害者総合スポーツセンター サービス推進課  
TEL 03-3907-5631 FAX 03-3907-5613